

## にかほ市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

にかほ市農業委員会

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休農地化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地の解消のために、にかほ市空き家情報登録制度において登録された空き家に付属した農地等について、農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定に基づく農地の権利取得の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **農地** 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) **別段面積** 農地法第3条第2項第5号の規定によりにかほ市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が定めた面積をいう。
- (3) **空き家** にかほ市空き家情報登録制度要綱(平成20年3月3日告示第17号。以下「制度要綱」という。)第2条第1項第4号に規定する空き家をいう。
- (4) **空き家情報登録制度** 制度要綱第2条第1項第1号に規定する事項をいう。
- (5) **空き家に付属した農地** にかほ市空き家情報登録制度において登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (6) **総会** 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (7) **遊休農地** 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次に掲げる表のとおりとする。

- (1) 空き家に付属した農地に限定して設定する別段面積は、次に掲げるとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付属した農地	1 アール

- (2) 前号の設定面積は、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 空き家及び空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡しその相続人が明らかである場合、又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 農地の権利を取得しようとする者は、売買契約により権利を取得する場合は権利の取得の日から起算して5年以上、また、賃貸借契約により権利を取得する場合はその契約の期間、継続して空き家へ居住し、その農地を耕作すること。

(添付書類)

第5条 空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者又は権利の取得の申請をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書（様式第1号）
- (2) 空き家情報登録制度において登録されていることの確認書（様式第2号）
- (3) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第3号）
- (4) 農用地利用計画書（様式第4号）
- (5) 空き家に居住することが確認できるもの、または賃貸契約書若しくは売買契約書の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

(指定の解除)

第6条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 空き家を取得した者が指定農地を取得したとき。
- (2) 空き家情報登録制度において登録されていることが前条第1項第2号により確認できないとき。
- (3) 空き家情報登録台帳からの登録が取り消されたとき。
- (4) 所有者等から指定の取り消し申出があったとき。
- (5) 所有権等の権利に移動があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

(指定及び指定解除の方法)

第7条 農業委員会が空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(告示)

第8条 農業委員会は、空き家に付属した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、

速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第9条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年 3月12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

空き家に付属した農地指定申請書

年 月 日

にかほ市農業委員会会長 様

(申請人)

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先： \_\_\_\_\_

次の土地について、空き家に付属した農地に指定することを申請します。

記

(申請する農地)

所在地	地目	面積 (㎡)
にかほ市		

※申請土地の登記簿謄本（全部事項証明書）を添付して下さい。

農委発 号

上記土地は空き家に付属した農地に（ 指定する ・ 指定しない ）ことを通知する。

年 月 日

にかほ市農業委員会会長

様式第2号(第5条関係)

空き家情報登録制度において登録されていることの確認書

年 月 日

にかほ市長 市川 雄次 様

(申請人)

住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ (印)

連絡先: \_\_\_\_\_

次に所在する空き家は、にかほ市空き家情報登録台帳に登録されていることを確認願います。

所在地	にかほ市
-----	------

-----

上記に所在する空き家は、にかほ市空き家情報登録台帳に登録されていることを確認しました。

登録日	年 月 日
-----	-------

年 月 日

にかほ市長 市川 雄次

様式第3号（第5条関係）

取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書

年 月 日

にかほ市農業委員会会長 様

私は、次の農地の権利取得をするにあたり、権利の取得の日から起算して5年以上適正に耕作・管理することを誓約します。

記

（権利を取得する農地）

所在地	地目	面積（㎡）
にかほ市		

※相続等により所有権の移転があった場合には、所有権の移転を受けたものが、この誓約書に定める義務を継承するものとする。

※不動産の投機目的ではなく、耕作目的の取得であるため、誓約書に定める期間が経過しても農地以外に転用が認められない場合がある。

※にかほ市空き家情報登録制度要綱の各条項を遵守し、併せて周辺農地等の利用に影響を与えないようにするものとする。

※賃貸借契約による農地の権利取得の場合は、その契約の期間適正に耕作・管理すること。また、契約期間を更新した場合も同様とする。

（誓約者）

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

様式第4号（第5条関係）

農用地利用計画書

年 月 日

（申請人）

住 所	(電話番号) 自宅 携帯		
フリ 氏 名	(生年月日) S・H 年 月 日 (男・女)	⑩	

農地面積（取得予定地）

区 分	田	畑	樹園地	計
面積 (㎡)				

作付予定作物（区分に○をつけてください。）

区 分	田・畑・樹	田・畑・樹	田・畑・樹	計
作 物				
面積 (㎡)				

農機具等

種 類	草刈り機	トラクター		
取得済み				
導入予定				

耕作従事者

氏 名	年齢	続柄	性別	作業日数
			男 女	

